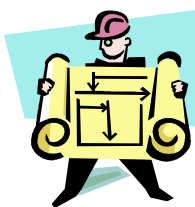


見直しの考え方

平成23年4月にスタートした第二期地震防災行動計画について、東日本大震災における課題を踏まえ、新たな施策(事業)の追加、拡充を行い、策定した。

- 1 震災対策検証委員会の110の提言をすべて取り入れる
- 2 提言で示された施策・事業を3つに分類して整理する
 - ・施策・事業として新たに取り入れるもの
 - ・施策・事業を拡充すべきもの(既存事業の見直し、拡充)
 - ・広域的な行動が求められるもの
- 3 3つの減災対策(予防、応急、復旧・復興)に新たに原子力対策を加え、まとめる

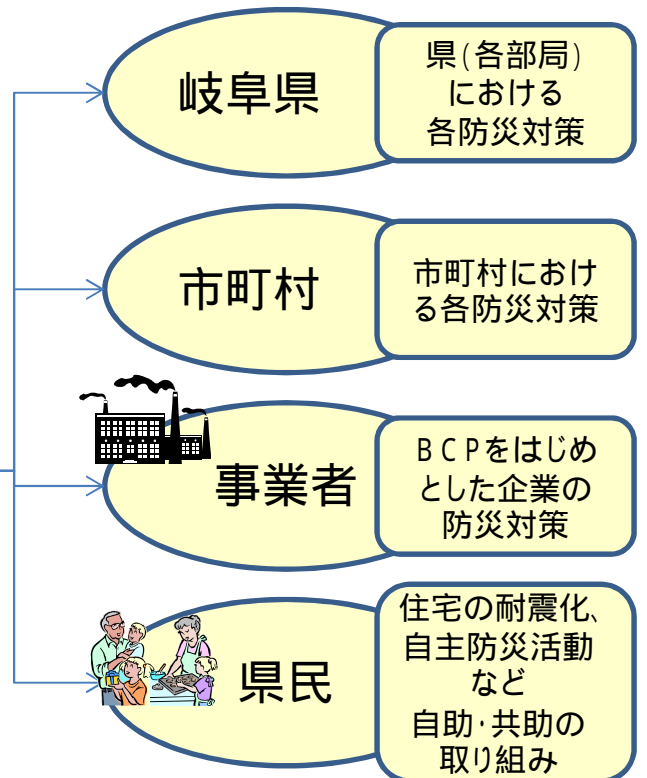


岐阜県が
計画に基づき
総合的・計画的
に事業を推進

岐阜県地震防災行動計画 (平成23～27年度)

見直し前
・31施策
・288事業
を位置づけ

今回の見直し後
・40施策
・406事業
を位置づけ
(原子力対策含む)



地震防災行動計画における主な新規・拡充事業

ポイント1 地震から命と暮らしを守る

耐震対策

- ・木造住宅の耐震化の推進（【拡充】耐震診断2,800 3,000件/年 耐震補強工事150 400件/年）
- ・緊急輸送道路の耐震対策（【拡充】橋梁耐震60橋 100橋：H27まで）
- ・農業用ダム・ため池の総点検の実施（【新規】危険度判定、被害想定実施等）
- ・堤防等の液状化点検

避難対策

- ・避難所、避難場所の総点検の実施（【拡充】量的確保、耐震性、災害別適正等の点検）
- ・避難所の開設・運用マニュアルの整備（【拡充】避難所運営の経験を踏まえたマニュアル作成）
- ・災害時要援護者支援対策の充実（【新規】福祉避難所（社会福祉施設）の確保の推進）

医療救護対策

- ・災害医療コーディネーター制度の構築（【新規】5圏域での体制構築）
- ・DMATの体制整備（【拡充】災害拠点病院等との連携体制構築）
- ・要援護者への医療救護強化（【新規】重症心身障がい児、精神障がい者等への支援体制）
- ・災害拠点病院の体制強化（【新規】追加指定、バックアップ体制の強化）

孤立集落対策

- ・ヘリコプターの離発着候補地の把握強化（孤立可能性集落 503箇所）
- ・非常用通信手段の確保

帰宅困難者対策

- ・市町村・鉄道事業者との連携の推進（【拡充】駅付近に避難場所等の表示）

ポイント2 防災力を高める

地域防災力の強化

- ・地域防災リーダーの育成（【拡充】災害図上訓練指導者100 200人/年）
- ・自主防災組織への参加促進（【拡充】活動への参加、地域コミュニティの重要性の啓発）

防災教育・防災訓練対策

- ・防災教育カリキュラムの設定（【新規】児童・生徒に対する防災教育カリキュラムの導入）
- ・学校での防災訓練の実施（【新規】防災教育指導者研修の実施、実践的な避難訓練の実施）

食糧・物資供給対策

- ・救援物資の滞留防止対策（【新規】民間ノウハウ活用による物資輸送の仕組みづくり）
- ・備蓄物資情報の共有

業務継続対策

- ・県・市町村の事業継続計画（BCP）の策定促進

ボランティア対策

- ・ボランティアセンターの設置・運営の強化（【新規】活動拠点の確保、マニュアルの作成） 2 P

ポイント3 「超」広域災害に備える

広域支援・受援対策

- ・遠隔自治体間の応援協定締結（【新規】鹿児島県との応援協定締結）
- ・県域を越えた避難所開設・運営方針（【新規】方針のまとめ、広域避難マニュアルの整備）
- ・県・市町村が一体となった被災地への職員派遣体制
- ・全国避難者情報システムの導入（【新規】システムの円滑な運用）

ポイント4 女性の視点での対策

避難所対策

- ・避難所運営の責任者に男性・女性の両方を設置
- ・女性・子どものための相談窓口の開設
- ・女性や子どもの安全対策を取り入れた避難所運営マニュアルの整備
（お年寄りの仮設トイレの段差解消・男女別のトイレの設置）
（栄養バランスのとれた食事の提供）
（お年寄りに対する配膳対策）
（害虫対策など衛生管理の徹底）

ポイント5 原子力防災対策

原子力防災体制の整備

- ・放射性物質拡散想定図の作成
- ・専門家の助言体制の整備（専門家を招聘し、支援を受ける体制の整備）
- ・モニタリング体制の整備



継続したステップアップ

今後は、県が調査を行う「地震被害想定調査結果」や「放射性物質拡散想定調査結果」を踏まえた見直し、国の防災基本計画や原子力防災指針の修正を踏まえた見直しを行い、継続して施策・事業の見直しを進めます。

見直しの考え方



震災対策検証委員会からの25の提言に基づき下記の考え方により改訂

1 被害想定 of 拡大

局地災害だけでなく、県下各地での甚大な被害の発生が予想される広域的な地震災害にも対応

2 医療救護実施期間の延長

現行 発災後における応急措置が概ね完了するまでの間

改訂後 被災地において、概ね通常の保健医療体制が復元されるまで

(応急救護から、避難所等における被災者への保健・衛生体制の整備まで)

3 医療救護体制の強化

災害医療コーディネートチーム設置など医療救護の調整機能の強化

災害拠点病院の追加指定、DMATの増強など、医療救護体制の強化

見直しに伴い実施する主な施策

災害医療コーディネートチームの設置

災害対策本部において、企画・提案等を行うほか、関係機関との調整を行う

災害拠点病院の追加指定

現在6カ所の災害拠点病院に加え、新たに5病院を追加



医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材、燃料等の確保策の強化

薬剤師派遣と、医薬品等の供給等に関する協定を県薬剤師会と締結

燃料等の優先供給に関する協定を関係団体と締結



亜急性期以降の医療救護対策の追加

こころのケア活動、歯科保健活動及び母子保健活動の手順を追加

要援護者に対する医療救護対策の追加

精神障がい者、難病患者、人工透析を必要とする慢性腎障がい者など、継続した治療が必要な疾病を有する要援護者に対する医療支援の手順を追加



見直しの考え方

1 防災拠点施設等の耐震化

地震時に防災拠点施設や避難所が、継続して使用できるように耐震化を実施

2 不特定多数が利用する民間特定建築物及び緊急輸送道路沿道特定建築物への取組みの強化

地震時に倒壊による影響が大きい、これらの特定建築物について、耐震化の促進に向けた施策の強化

3 耐震化の普及啓発における内容の充実と手法の見直し強化

幅広い世代への普及、住宅密集地や緊急輸送道路沿道など普及啓発重点地域の設定、宅地の被害情報や事前の備えの情報提供など

4 耐震化に関する補助制度の見直し

より一層の耐震化促進に向けた補助要件の見直しや、的確な予算対応

5 「命」を守るための多様な取組みの推進

住宅に関して「耐震化率」とは別に、耐震化につながることを前提とした「命」を守ることを主眼とした様々な建築物に関する防災手法の検討

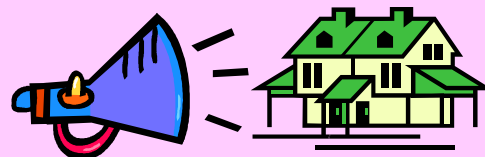
見直しに伴い実施する主な施策

防災拠点施設等の耐震化

- (1) 庁舎や警察などの防災拠点施設や避難所の所有者による早期耐震化の実施
- (2) 防災拠点施設や避難所の耐震化優先順位の見直し
- (3) 設備機能維持や天井落下防止策など、建物機能維持の取組みの実施

不特定多数が利用する民間特定建築物及び緊急輸送道路沿道特定建築物への取組みの強化

- (1) 耐震化支援策の更なる周知と指導・助言の強化
- (2) 耐震化の状況を踏まえた公表手法の検討



「命」を守るための多様な取組みの推進

- (1) 木造住宅の簡易補強の積極的な推進と、多様な価値観やライフスタイルなどに対応し県民の命を守る視点からの建築物に関する新たな防災手法(耐震シェルターなど)の検討